

## 『国際社会文化研究所叢書』出版要領

### (目的)

1. 国際社会文化研究所（以下「社文研」という。）における円滑な研究活動の促進と研究成果の公開をはかるために、『国際社会文化研究所叢書』（以下「研究所叢書」という。）の出版に関する必要な事項を定める。

### (叢書)

2. 「研究所叢書」の内容は、次の項目のうちいずれかに該当するものとする。
  - (1) 社文研における個人研究・共同研究・指定研究（以下「研究プロジェクト」という。）の研究成果
  - (2) 社文研主催または共催のシンポジウムの研究成果
3. 「研究所叢書」の責任編集は、研究プロジェクトの研究代表者またはシンポジウム組織者があたるものとする。
4. 「研究所叢書」の出版及び出版助成については運営会議にて議する。
5. 『『国際社会文化研究所紀要』執筆要領』に定める「論文」「研究資料」「研究ノート」「書評」等の単なる集成は、運営会議にて議する。

### (申請資格)

6. 「研究書叢書」の出版助成申請は社文研の研究プロジェクト研究代表者がおこなうこととする。また、シンポジウムの内容を叢書にする場合は、運営会議構成員が代表者となり、シンポジウム組織者とともに出版助成申請をおこなうこととする。

### (執筆資格)

7. 「研究書叢書」の執筆資格は次のとおりとする。
  - (1) 編著者は社文研兼任研究員とする。
  - (2) 著者は次のいずれかに該当するものとする。
    - ア. 専任研究員
    - イ. 兼任研究員
    - ウ. 客員研究員
    - エ. 嘱託研究員
    - オ. その他運営会議が適切と認めたもの

原則として、著者の3分の2以上は専任研究員、兼任研究員、客員研究員、または嘱託研究員とする。

### (出版意思表示)

8. 「研究所叢書」の出版意思表示は次に定めるいずれかとする。ただし、2018（平成30）年度以降に開始する指定研究は叢書出版を義務とする。

ア. 「国際社会文化研究所研究プロジェクト申請書」(様式 1) に、「叢書出版の希望有」と記載。提出期限は各年度の「募集要項」で定める。

イ. 研究期間最終年の 9 月末までに「叢書出版意思表明書」(様式 3) を提出した場合。

#### (出版計画書)

9. 出版意思表明をおこなった研究プロジェクトの研究代表者は、「研究所叢書」の出版を希望する場合は、8. に定める「研究所叢書」出版の意思を表明し、研究期間終了後 1 ヶ月以内に、叢書出版計画書(様式 9) を提出すること。また、10. に定める「研究所叢書」出版助成申請を行うこと。

#### (出版助成申請)

10. 「研究所叢書」の出版助成申請は、研究プロジェクトの場合は、研究期間終了後 2 年目の 9 月末までに、シンポジウムの場合はシンポジウム終了後 2 年目の 9 月末までに次に定める全てを提出することとする。

- ① 「国際社会文化研究所叢書出版助成申請書」(様式 5)
- ② 「完成原稿」
- ③ 「出版原価見積書」(様式 6)
- ④ 「出版計画書」(様式 9)

※直接出版経費(消費税含む)が 100 万円以上の場合は 2 社以上の「出版原価見積書」(様式 6) を提出すること。ただし、出版の性質及び内容、その他の事情により 1 社の見積りが適切である場合は、理由書(任意様式)を提出すること。

11. シンポジウム組織者が「研究所叢書」の出版を希望する場合は、10. で定める「研究所叢書」出版助成申請を行うこと。

#### (出版助成)

12. 「研究所叢書」の出版は出版助成内定の翌年度とする。
13. 出版助成は直接出版経費の 50% を限度とする。助成金額は 150 万円を超えてはならない。
14. 出版後の関係者への配布用の納品冊数は 300 部とする。
15. 組版は、A5 判または B5 判 300 頁程度を基準とする。
16. その他の必要事項は、運営会議において議する。

#### (研究書叢書の記載義務)

17. 「研究所叢書」には、社文研の研究成果として出版助成を受けた旨を記載する。また、「龍谷大学国際社会文化研究所叢書」の名称とその巻番号を奥付に印字する。

付則 2006（平成18）年5月31日 改正 同年4月1日 施行  
付則 2008（平成20）年1月29日 改正 同年4月1日 施行  
付則 2009（平成21）年3月 2日 改正 同日 施行  
付則 2010（平成22）年3月10日 改正 同日 施行  
付則 2012（平成24）年5月31日 改正 同日 施行  
付則 2017（平成29）年1月27日 改正 2017年7月1日施行、2018（平成30）年度以降に開始する研究プロジェクト及び2018（平成30）年度以降に実施のシンポジウムから適用する。